

那覇市役所本庁舎産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇市役所本庁舎産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
- (2) 履行内容 那覇市ホームページに記載している「仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1-1-1）
- (4) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日
- (5) 様式等 那覇市ホームページから本業務にかかる様式をダウンロード

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に事業場を有していること。
- (3) 沖縄県知事から産業廃棄物収集運搬業及び処分業において許可を受けていること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 入札参加資格確認申請

入札参加者は、「入札参加資格確認申請書」（第 1 号様式）に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、5 に定める方法でこれを申請すること。ただし、本市法制契約課が管理する「令和 6・7 年度

那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」または「令和7・8年度建設工事等入札参加資格者名簿」に登録されている者（以下「登録業者」という。）は、以下の(5)及び(6)の書類の提出を免除する。

なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 使用印鑑届（第3号様式）（印鑑証明書の印と異なる印を使用する場合のみ提出）
- (4) 産業廃棄物収集運搬業許可証写し、産業廃棄物処分業許可証写し
- (5) 印鑑証明書（※原本）
- (6) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）（※写し可）

※ここでいう市町村税とは、市町村から賦課される全ての税のことを指す。市町村民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税、その他の市町村で賦課される全ての税について滞納のないことを証明する書類を提出すること。

※印鑑証明書や市町村税納税証明書（滞納のない証明書）等の各証明書は、申請日より3か月以内に発行されたものに限る。

5 申請方法

- (1) 配布期間：令和7年9月25日（木）～令和7年10月6日（月）

配布方法：那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 申請先 那覇市 総務部 管財課
- (3) 申請期限：令和7年10月6日（月） 午後5時15分までに提出
- (4) 申請方法

ア 登録業者

「入札参加資格確認申請書（第1号様式）」、「産業廃棄物収集運搬業許可証写し」及び「産業廃棄物処分業許可証写し」、「誓約書（第2号様式）」を申請期限までにメール送信にて申請し、原本を入札前日までに郵送（必着）又は入札時に持参すること。メール送信後は、必ず管財課へ確認の電話をすること。

イ 登録業者以外

申請期限までに入札参加資格確認申請書（原本）及び関係書類を添えて郵送（必着）又は持参すること。

6 質問の方法・回答

- (1) 質問の方法

質問書（第4号様式）に質問内容を記載し、管財課にメールにて提出すること。メール送信後は、必ず管財課へ確認の電話をすること。

- (2) 質問期限

令和7年10月1日（水）午後5時15分までに提出

(3) 質問に対する回答

令和7年10月3日（金）午後5時15分までに回答

※入札参加者全員へメールにて回答を行います。

※ホームページにも掲載します。

7 入札の日時など

(1) 入札の日時・場所・方法

件 名	那覇市役所本庁舎産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
日 時	令和7年 10月10日（金） 受付開始 午後2時00分 入札開始 午後2時10分
場 所	那覇市役所本庁舎5階 501会議室 ※駐車場は有料です。
方 法	直接投函

(2) 入札時に必要なもの

ア 入札書（第5号様式）

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（第6号様式）

8 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

9 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札金額は、収集運搬作業費等、当該業務に係る費用を全て含めた1kgあたりの単価金額とし、消費税及び地方消費税は含めないこと。

(4) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届の印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出

席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

- (7) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (9) 郵便による入札は認めない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札執行回数は、3 回までとする。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）にて参加意思表示をしていない者がした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (4) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (5) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (6) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (9) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (11) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (12) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (13) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に参加の者がした入札
- (14) 郵送による入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、単価によって行ない、予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

13 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約締結と同時に、契約見込総額（仕様書の排出見込み量×入札金額×1.1）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。
- (5) 入札への参加を希望しない場合には、入札辞退届（第7号様式）を郵送又は持参により提出すること。

15 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理G（担当：大浜）

TEL:098-862-9904 FAX:098-862-9352

E-mail: S-KANZAI001@city.naha.lg.jp